



こおりやま 市議会だより

第146号

発行日 平成20年11月1日

発行：郡山市議会 編集：こおりやま市議会だより編集委員会
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 ☎024(924)2531 FAX024(938)2810
郡山市ウェブサイト <http://www.city.koriyama.fukushima.jp/>



議場傍聴席



議場傍聴席

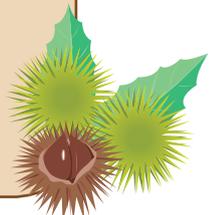


本会議傍聴受付（分庁舎7階）



9 月 定 例 会

定例会のあらまし、各常任委員会の審査状況	2頁
市政一般質問の内容	3～9頁
掲載以外の主な市政一般質問項目、傍聴案内	10頁
議会改革検討委員会について	11頁
請願書・陳情書の提出方法について	11頁
請願・意見書採決結果、インターネット議会中継について	12頁
12月定例会開催予定	12頁
会議録をご覧になる方へ	12頁



平成20年9月定例会

小・中学校の耐震診断調査事業及び子育て支援総合施設の開所準備に要する経費を含む補正予算など議案33件を原案のとおり可決

定例会のあらまし

9月定例会は、9月2日から17日までの16日間にわたり開催されました。

初日には、会期の決定、諸般の報告、議案1件を可決したほか、市長が提案理由の中で、市政の課題や議案の概要を述べました。

5日からの市政一般質問では、14人の議員が市政全般にわたり質問を行いました。

11日と12日は、総務財政、建設水道、環境経済、文教福祉の4つの常任委員会、付託された32件の議案及び請願4件を慎重に審査しました。

最終日の本会議では、各常任委員会が、付託された案件についての審査結果を報告しました。

採決の結果、32議案を原案のとおり可決、2請願を採択、また、追加提案された郡山市公平委員会委員の選任の人事案件1件に同意し、全日程を終了しました。



各常任委員会の審査状況

9月11日、12日に各常任委員会が開かれ、付託された議案等の審査が行われました。

審査内容の中から、主なものをお知らせします。

総務財政

問 国から地方への税源移譲による、個人住民税の年度間の所得変動に伴う還付金の申告状況はどうなっているか。

答 9千800件の還付該当見込みに対し、8千件の申告があった。今後も申告があれば適用していく考えである。

問 後期高齢者医療の保険料軽減対策の対象者は何人か。

答 均等割軽減対象者は、1万864人で被保険者の33・1%、所得割軽減対象者は、2千358人で被保険者の7.2%である。

問 後期高齢者医療の広報経費の内容はどのようなものか。

答 新たに75歳になる方への通知や出前講座等の際に使用するリーフレットを3万5千部作成する。

建設水道

問 街路築造費に関して、内環状線改築工事の用地取得及び物件補償の件数とその実施

箇所はどこか。

答 実施箇所は、芳賀小学校の東側で、県道小野郡山線から進めているが、用地取得は3件、物件補償は4件を予定している。

問 市営住宅に指定暴力団の構成員は入居しているのか。

答 現在、当該構成員が市営住宅に入居しているとの情報は入っていない。

問 県中地域水道用水供給企業団（今出ダム）へ本市が出資した金額はどのくらいか。

答 平成8年度から20年度までに出資する金額の総額は、3千151万9千円となる見込みである。

環境経済

問 環境保全基金の新たな活用法の考えはあるのか。

答 環境保全基金は、現在、環境教育活動の支援に充てている。新たな用途については今後、検討していく。

問 今までにクリーンセンターで起こった爆発事故の件数は。また、どのような事故防止策を図ったか。

答 爆発事故は現在までに、5件起こっている。事故防止策として、ウェブサイトを広報こおりやまへの

掲載、チラシの配布などを通して、市民に対し、ごみの出し方について周知を図った。

また、施設内においては、作業方法の見直しや、モニターによる監視の強化などの安全対策を講じた。

文教福祉

問 子育て支援総合施設のフロアアの使い方はどのようになるのか。

答 1階には子ども家庭相談室を設置し、児童虐待、子育てに関する相談などを、5階には集団生活適応支援室を設置し、引きこもりや反社会的問題行動をとる児童・生徒への社会的復帰に向けた支援などを実施していく予定である。

問 本年6月に東京都の小学校で発生した屋上天窓からの児童の落下事故を受けて実施する天窓安全対策工事はどのような内容か。

答 事故後の調査により、児童・生徒が天窓までいくことができる状況にある小中学校6校に対し実施する工事で、侵入防止用すりやセーフティネットを設置していく。



市政一般質問

14人の議員が市政について質問しました。
※質問者順に1人2項目ずつお知らせします。

◆社会民主党

介護保険料の設定について

問 介護保険料については、多くの年金生活者の苦しい実態、また、介護保険料の収入率は、普通徴収が極度に下がっている実態から見て、低所得者対策が必要であり、特に年金18万円未満の人に対して安易に特別徴収をするのではなく、減免措置を講ずる必要がある。

答 保険料を6段階から7段階にしたたり、10億円余りの介護保険給付費準備基金を取り崩し、保険料を減免するなど、基金の生きた使い方をすべきと考える。

問 そこで、第四次郡山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画のスケジュールでは本年10月に保険料の仮設定が予定されているが、どのような保険料設定を考えているのか。

答 介護保険料については、8月に国から示された保険料

算定にあたっての考え方や諸係数等に基づき、給付費の算定及び次期保険料の推計作業に着手したところであり、今後、人口や認定者の推計を基に各種サービスを見込み、第1号被保険者の課税状況や所得状況等を勘案しながら、適正に算定していく。

放課後子どもプランの整備計画について

問 郡山市放課後子どもプランによると、国の施策と同様に、原則として、全小学校区において「留守家庭児童会」又は「放課後地域子ども教室」を推進するとしている。しかし、入会希望児童数からみて、同プランにより対象となるべき緑ヶ丘第一、富田西、大成、富田、芳山の各小学校区が整備計画に上がっていない。

答 これら98人以上の入会希望がある小学校区等について、どのような方針であるのか。市では、同プランに基づ

き、開設場所や地域による協力体制などの条件が整ったところから、順次開設している。しかしながら、富田西小については、希望ヶ丘児童センターの児童クラブで、芳山小については桃見台小及び金透小の児童クラブで受け入れを行っている。

また、緑ヶ丘第一小、大成小、富田小については、保護者が設置した児童クラブに運営費の助成を行っており、引き続き同様の考え方で対応していく。

◆民政会

富久山スポーツ広場構想の具体的なイメージについて

問 私は、過去の議会で何度となく「富久山スポーツ広場」の建設を訴えてきたが、富久山町の住民にとってスポーツ広場の建設はまさに「悲願」である。

答 本年4月からスタートした市の第五次総合計画の第一次実施計画には、「スポーツ広場整備事業」として「富久山スポーツ広場整備について地域住民との協議、整備場所の検討」と記載されているが、

いつまでに、どんな施設を作るのか明確にはなっていない。そこで、当局が考えている施設の概要や面積など「スポーツ広場」構想の具体的なイメージについて伺う。

答 整備にあたっては、他のスポーツ広場と同程度の規模や整備内容を基本とし、各種屋外スポーツやイベントにも利用いただける多目的広場としての機能も兼ね備えた施設整備を検討している。

また、付帯施設の具体的な整備内容については、今後、精査していきたい。

集中豪雨による全市的な浸水箇所の抽出とその抜本的な対策について

問 本年7月27日のゲリラ的な雨により、市内各地での家屋浸水や道路冠水などの被害が発生し、私が住んでいる富久山町では、一時的に1時間当たり63ミリメートルを超過雨量だった。

答 過去には50年、または100年に一度の災害が、今は1年に数回ということもあり得るという前提で、対策を検討しなければならぬ時期にさしかかってきているものと判断する。

そこで、一定量を超過集中豪雨による全市的な浸水箇所の抽出を行い、これに対応した抜本的な対策が必要な時期と考えるかどうか。

答 浸水箇所については、現在までの被害箇所や排水路の整備状況、土地利用形態の変化等から浸水箇所の予測に努めているが、昨今のゲリラ的な降雨状況を予測し把握することは大変難しく、全市的な浸水箇所の抽出については、現在のところ困難である。

また、抜本的な対策については、河川改修、分水路や雨水幹線、水路側溝等の施設整備と併せ、内水対策として、排水ポンプ場の建設、調整池、遊水池、雨水貯留・浸透施設の整備など、各種事業を年次計画で進めており、今後もそれぞれの流域に合った総合的な治水対策を進めていく。



富久山町の浸水被害の状況

◆創風会

地産地消の推進を視野に入れた学校給食について

問 地産地消の推進事業として多くの郡山産食材を使用する「こおりやままるごと給食の日事業」は、生産者や食材納入業者そして学校等の関係者の協力があってこそ実施できるものであり、実施には、各種ハードルがあるのではないかと想像するところである。

答 学校給食においては、現在、給食の食材納入業者等にできるだけ地元産食材を指定し、子どもたちに生産者の努力や、地元産食材の紹介等をしなが使用しているところである。

学校給食は一度に多量の食材を必要とすることから、今後関係機関とさらに連携を図りながら、地産地消を視野

に入れた学校給食の推進に取り組んでいく。

地域観光資源について

問 先日、地元の方々と地域振興のための意見交換会を開催し、そこで交わされた貴重な意見から、第一次産業を営む多くの人たちは、市が地元の観光資源を活用した体験・交流機会を組み込んだ「体験・滞在型観光」を受け入れ、自然景観や里の風情が都会から来た観光客に感動とドラマを与えることを願っているのではないかと感じた。

答 近年は旅行形態が体験・滞在型観光に変化していることから、本市の歴史や文化の特性を踏まえ、地域の農産物を組み入れた「体験・交流型プラン」や「観光ルート」を

提案していくことは、観光の振興にとつて、大変重要であると考えている。

このような地域の体験観光プランを作成するためには、受け入れ側である地域の観光関連団体、農業団体等が、主体となつて取り組むことが必要である。

従つて、観光振興基本計画の改訂作業の中で開催する地区懇談会等を通し、観光資源の掘り起こしを行い、地域の特性を生かした観光振興を推進していく考えである。

◆創風会



まちの駅の設置について

問 「まちの駅」とは市町村の行政域を超えた連携を目指して、地域住民や来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人の出会いと交流を促進する拠点であり、まちづくりの拠点、他のまちとの連携を図る拠点としての役割も担うことができる。

すでに全国で600以上の市町村や団体が取り組んでおり、各市町村だけでなく、民間企業や住民活動団体なども、観光振興の一つの取り組みとして注目している。

そこで、「情報発信」と「交流の拠点」の場とするため「まちの駅」を駅前地区の空き店舗等を活用して設置してはどうか。

答 まちの駅の設置は、行政に限るものではなく、小売店舗などの民間施設でも可能であることから、その設置や観光ボランティアの団体等が活動の場とすることについては、空き店舗等の利用を含め、今後、地元商店街や関係機関、民間団体等とともに研究していきたい。

JR郡山駅東西自由通路について

問 JR郡山駅の東口と西口を結ぶ東西自由通路は、郡山駅ルネッサンス計画により以

前と比較して明るくなったが、距離的にも長く、時間帯によっては人通りも少なくなることから、安全対策として、まず、非常時の緊急通報装置を設置し、その連絡体制を確立すべきと考えるが当局の見解は。

答 非常時の対応としては、昭和60年に現在のJR東日本旅客鉄道(株)と維持管理協定を締結し、防災対策として火災報知器が設置されている。

同年に本市と郡山警察署において、自由通路内の防犯と公共物保全を目的に協定を締結して、現在、通路内にある6台の防犯カメラの映像を駅前交番に配信し、緊急時の安全対策に努めている。

今後においても、歩行者の安全・安心に向け、非常ベル等、緊急通報装置の整備を検討するとともに、関係機関と連携強化を図っていきたい。



郡山駅東西自由通路

◆郡山の未来をつくる会

労働環境の変化と格差是正について

問 1985年以降、労働者派遣法制定や規制緩和の結果、非正規労働者は増大し、生活保護水準以下の低賃金、雇用の著しい不安定性、非人間的扱い、労災が多発する劣悪な労働環境などを非正規労働者に押しつけてきた。

そこで、本市の、労働環境の変化に対する見解と、格差是正へ向けて企業等へどのように働きかけていくのか。

答 非正規雇用者の増加等、就業形態の多様化が進み、雇用を取り巻く状況は大きく変化しており、時代の変化に対応した雇用対策と就労環境の実現が求められている。

このことから、働く人の個性と能力が生かされる雇用の場の確保に努め、若者、女性、中高年齢者、障がい者など誰もが生きいきと働ける就労環境の実現を図ることが重要であると考えている。

企業等への働きかけについては、国、県等の関係機関と連携し、非正規労働者を雇用

する企業に対しても労働関係法令の周知・広報に努め、法令順守の意識高揚を図っている。

入札参加資格審査申請に係る書類偽造事件について

問 本年2月15日、本市は、入札参加資格審査申請時の添付書類である「経営規模等評価結果通知書・総合評定価値通知書」等を県の審査を受けた

ように知事公印や数値などを加えて偽造した疑いで、元行政書士と事務員を告発し、7月7日、福島地検郡山支部は、有印公文書偽造・同行使罪で元行政書士の事務員を起訴した。

本市が告発したのはこの2名であったが、同支部は、1通の書類を偽造・行使した事務員1人を起訴し、さらに同事務員が3通の書類を偽造・行使したとして9月4日まで追起訴したと報道されているが、このことに関する当局の見解を伺う。

答 本市は、今回の偽造事件を受けて、平成20年2月15日に刑事訴訟法第239条第2項の規定により、行政書士及び同

事務員の告発を行ったところである。

告発後の当該事件については、司直の手に委ねられたものである。



◆日本共産党郡山市議団

今度こそ全市対象の福祉灯油助成事業を

問 灯油の価格は、現在18リットルあたり店頭で2千200円前後と、今年の2、3月に比べても300円前後値上がりしており、これから迎える冬場、毎月欠かせなくなる灯油は、家計の重圧となる。

また、ぎりぎりの運営を余儀なくされている障がい者の共同作業所や認可外の保育所・老人施設など福祉関係施設も、高騰している灯油代の捻出に今から頭を悩めているの

ではないか。

そこで、今年の1月から3月まで実施した湖南限定の狭い取組みではなく、全市の低所得者層や福祉施設等を対象とした『思いやりのある』事業として12月補正予算で具体化し、県内の自治体に先駆けて実施するよう提案する。

答 国においては、本年6月に国民生活への支援として生活困窮者に対する灯油等購入費の助成など「原油等価格高騰対策」を行うこととしたところであり、今後、国の財政支援策の具体的内容や県の動向等を見極めながら検討していきたいと考えている。

「貧困」についてリアルにつかお調査と日々の教育に活かす対策の検討について

問 親の不安定雇用、低賃金などで家庭の貧困化傾向は否めず、教育現場での配慮、児童生徒を見守り励ます取組みがこれまで以上に求められているのではないかと。

そのためには、まず、「親が健康保険証を取り上げられ子どもが病院や歯医者にいけない」、「学校給食が一日の唯一の食事になっている」、「学

級諸費が納められずに肩身の狭い思いをしている」等々の問題について調査を実施し、対策を検討することが重要であると考える。

そこで、子どもをめぐる「貧困」についてリアルにつかお調査と、日々の教育に活かす対策の検討を求めたいがどうか。

答 児童生徒の経済状況を含めた家庭環境の把握は、家庭環境調査、給食費などの納入状況、就学援助の実態、さらには、児童生徒の学校生活における服装や言動などの観察をもとに、可能な限り行っている。

また、これらの調査等をもとに、児童生徒の変化を察知し、心の悩みや不安などを解消するために、スクールカウンセラー及び庁内の関係部局等との連携を図りながら、家族も含めた教育相談の充実にも努めるとともに、保護者の経済負担を軽減するための制度についても周知を図っている。



◆郡山市議会公明党

本市の自転車政策について

問 環境省の地球温暖化対策とまちづくりに関する検討会がまとめた報告書では、「地球温暖化対策としてのまちづくり」には、「特に土地利用政策と交通政策の統合を図り、自然資本を巧みに組み込んだ集約的なまちづくりが重要である」とされている。

この交通政策の一つに、自転車の活用が取り上げられている。

答 この報告書の考えを踏まえ、本市の自転車政策への取り組み方針についての考えは。

自転車は、環境負荷の少ない乗り物として、大気汚染の防止や温室効果ガス排出抑制等の地球温暖化対策、都市交通の渋滞緩和、さらには、健康志向の高まりなどから、見直されてきており、今後、交通政策において、重要な位置を占めるものと考えている。従って、自転車の活用については、「地球温暖化対策とまちづくりに関する検討会」の報告書も参考に今後、策定

予定の（仮称）「郡山市総合都市交通戦略」の中で、総合的に検討していく。

子育てサービス内容の周知について

問 私が一年前の9月定例会に行った市政一般質問の一つ、「子育てに関するサービスの周知について」は、「いつでもどこでも得ることができるよう、あらゆる機会を捉え、積極的な情報提供に努めていく」との答弁であったが、その後、どのように努力がなされたのか。

答 これまで、広報こおりやま、市のホームページ、市の施設等での情報提供、報道機関を活用した広報等により、随時、子どもや子育て支援に必要な情報の提供を行ってきた。

また、母子健康や育児に係る各種イベント、セミナーなど、乳幼児や妊婦、保護者等に必要なる情報については、産婦人科、小児科、保育所、幼稚園、学校など、関係する施設を通じて、提供するとともに、約74人のお母さん方が登録している市内50の子育てサーク

ル等への情報提供を行っている。

さらに、店舗や飲食店等に置かれている、民間の情報紙等を活用した情報提供を行うなど、子育てサービス内容の周知に努めているところである。



◆郡山市議会公明党

中高層住宅の改善整備について

問 本市には数多くの市営住宅があるが、24箇所ある中高層団地は、高齢者や障がい者対応のエレベーターや段差解消をしているユニバーサルデザインの住宅ばかりではない。

そこで、既存の中高層住宅において、バリアフリー化のような改善整備についての検討や、その中でスロープを設置していない住宅における1階部分を、鶴見坦市営住宅のようにスロープ等の設置をすような改善を検討したのか。
答 中高層住宅の多くは昭和

40年代に建設された住宅であり、老朽化が進み改修又は補修工事が必要な状況となってきたことから、平成14年度に居住環境の向上を目的とした「既存市営住宅ストック総合計画」策定作業の中で、バリアフリー化についても検討し整備を進めてきたところである。

また、1階部分にスロープ等を設置することは、既に希望ヶ丘住宅の一部及び集会所などの改修可能な箇所については、スロープ等を設置している。

未整備の中高層住宅については、現地調査及び技術的な課題を整理し、改善について検討していきたい。

医療にかかわる諸課題について

問 文部科学省から学校のアレルギー疾患に対する取り組みのガイドラインが本年4月に教育委員会などに配布された。

この内容は、文部科学省の学習指導要領に沿った学校生活管理指導、アレルギー疾患の特徴を踏まえた取り組みの

解説、また、疾患では各論として気管支喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、またアナフィラキシーショックに関連する児童・生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境づくりを目指して、緊急の対応や学校生活で求められる配慮、管理が記されている。

そこで学校においてはどのように必要な対応を行うのか基本的な方針を伺う。

答 「健康調査や定期健康診断等からアレルギー疾患の児童生徒の実態を把握すること」、「家庭との十分な話し合いを持ち、対応について学校全体で取り組むこと」、「学校医と学校との相談体制を確立し、学校医等の診断に基づき適切かつ迅速な対応に努めること」の3項目を定め、本年4月に各小中学校に通知した。

また、食物アレルギーによるアナフィラキシーショックを発症する児童生徒の予防法や対応策については、本年8月に全国に先駆け「郡山市立学校食物アレルギー対応検討委員会」を設置し、「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を作成しているところである。

◆社会民主党

市民税の年金天引き問題について

問 地方税法の改正により、市民税の年金天引きが来年10月から始まる。

本定例会に関連議案が提案されているが、社会民主党は反対である。

本市においては、65歳以上の課税対象者が約1万8千人程度とはいえ、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税における年金天引きには、多くの批判や不満が寄せられているのは周知のとおりである。

そこで、普通徴収と年金天引きの選択を可能とする方法はないのか、ないとすれば、時間もあることから新政府に申し入れをすべきと考えるがどうか。

答 この4月の地方税法の改正によれば、納付方法の選択はできないとされている。

しかし、後期高齢者医療保険料において、制度発足後に選択性が導入された経緯もあることから、今後、対象者から寄せられる意見・要望などを踏まえ、必要な改善点が認められれば国・県に対して要望していきたい。

水道料金の据え置きについて

問 水道料金について、水道事業管理者が替ったら、値上げがされるのでしょうか？

前水道事業管理者は大事業を進めても、市民に新たな負担は求める気はないと議会の中でも明らかにしていた。

この際、新水道事業管理者の見解を伺う。

答 本市の水道料金は、平成6年6月に改定して以来、15年間現行料金に据え置いているところである。

近年、水の循環利用や節水型機器の普及などにより、今後の料金収入の増加が見込めず水道事業の経営環境は、厳しくなるものと予想している。

水道料金は、市民生活に直結するものであり、これまで最重点目標に掲げ、事業の経営にあたってきた。

今後とも、各種事業をより効率的かつ効果的に行うなど、これまで以上に経営基盤の強化に努め、新たな市民負担を求めることのないよう、一層の経営努力をしていきたい。

◆民政会



東京事務所の設置について

問 本市は、福島県東京事務所職員1名を派遣し、行財政改革をはじめとする多くの分野についての情報収集に努めている。

私は、全国の中核市にアンケート調査を行った結果、その52%に当たる20市が東京事務所を設置し、情報収集のみならず今後の都市間競争に備えた人的ネットワークを育てていることがわかった。

そこで、本市が目指す都市づくりのために、国等の情報収集と情報発信の拠点、さらには人的ネットワークの形成に向けた郡山市東京事務所を設置してはどうか。

答 東京事務所の設置については、近年の高度情報化社会の充実により、国をはじめ先進自治体の情報収集や、本市からの情報発信が容易になったこと、また、中核市市長会など自治体間の各種ネットワークが形成されていること、さらには新幹線等の高速交通網が整備されていることにより、日帰りで東京往復が十分可能な本市の地理的条件などを踏まえ、現在のところ設置については考えていない。

市民総参加の健康づくり運動について

問 平成18年度の本市の基本健康調査の受診率は39%であり、これまでの基本健康調査の手法では限界があると感じる。

健康づくりは、健全な自治体経営の面からも欠かすことのできない取り組みであり、活力あるまちづくりや、国民健康保険税等の保険料の上昇と医療費負担の増加に歯止めをかけるなどの効果があると考える。

そこで、特定健康診査・がん検診等の受診、市・町内会等行事への参加等をポイント化し、その積み上げたポイントに応じて、例えば公共施設等が利用できるような制度〔(仮称)健康でハートモニポイント制度〕を創設し、市民総参加の健康づくり運動の推進を図ってはどうか。

答 本市では現在、「こおりやま健康ウォーク」事業や、「メタボリックシンドローム予防健康教育」などを行い、市民の健康づくりに取り組んでいる。

さらに、健康相談事業の参加者などに「健康手帳」を配布し、ホームページでは市内33のウォーキングコースを掲載するなど、市民の健康への意識付けを図っている。

提案のポイント制度については、対象とする事業や行事の選定、ポイントの認定方法、提供するサービス内容など検討課題があることから、今後他市の状況を調査研究していく。



◆ 民政会

学校給食における米飯給食の回数を増やすための問題点について

問 本市の米作は国主導の市町村合併以前は全国2位の生産量を誇っていた。

しかしながら、国は米余りによる減反政策を40年も継続しているが、米の消費は相変わらず低迷を続けており、転作条件の不利な本市の農業は、いつまでたっても光明を見出せないままである。

このような中で、郡山産食材を使った「こおりやままるごと給食の日事業」は、地産地消の観点からも、顔の見える安全・安心の温かみのある給食としても、大いに歓迎すべきものである。

本市では食育の中で米飯給食を推進してきたが、週3回実施している回数を今後増やすにあたり問題があると思えば何か。

答 米飯給食の実施回数を増やすには、献立の変更や副食費の増などの課題がある。

また、児童生徒の食育の観点からは、パンや麺などを使用した様々な食文化を学び、

様々な食材に触れる機会も必要であると考えている。

「21世紀新農政2008」の具体策と財源について

問 水田農業は、米価下落や生産調整の拡大で厳しい状況が続いており、農家の意欲を引き出し、経営安定につながる具体策を打ち出すべきである。

政府の食料・農業・農村政策推進本部は本年5月に「21世紀新農政2008」を策定し、米を戦略物資に位置づけ、食料供給力、飼料自給率を上げると表明したが、その具体策の中身と財源の裏づけはどのようにになっているのか。

答 「21世紀新農政2008」は、世界の食料事情が異常気象や人口増加、発展途上国の経済成長等により逼迫していることを踏まえ、今後、国内における食料の安定供給を図っていく各種施策について、方向性を示したものである。

これに基づき国は、来年度予算の概算要求の中に、食料自給率の向上に向けた総合対策費を盛り込んだところである。

この具体策と財源については、自給率向上の戦略作物として、米粉・飼料用米や麦・大豆・飼料作物の作付拡大に対し、新たに助成する「水田等有効活用促進対策」に526億円、転作推進のための「産地づくり交付金」を衣替えした「産地確立交付金」に1千777億円、また、耕作放棄地の再生利用活動を支援する「耕作放棄地等再生利用緊急対策」に230億円等の事業が予定されている。



◆ 創風会

郡山市中心市街地活性化基本計画の方向性、方針について

問 本市の「郡山市中心市街地活性化基本計画」は平成10年8月に全国第1号として指定を受けたが、計画の策定より10年が経過し、社会情勢の変化や市民ニーズの対応を踏まえ、平成20年度中の策定を目標に改定作業が進められていた。

この改定については、国の

認定を受けることにより、国庫補助制度の支援措置の活用を図られる計画にしたいとのことであったが、本年7月の当局の説明では、この方針を変更せざるを得ないとのことであった。

問 国の認定を受けなくとも、本計画の改定は今年度中に行うとのことであるが、その方向性、方針について伺う。

答 これまで行った現行計画の検証においては、駅前広場や歩道高質化等のハード整備は進んだとの評価がある一方で、駅周辺地区の小売販売額や居住人口の減少等、改善されていない課題もあった。

今回の改定においては、これらの検証結果及び市民の意見を踏まえ、「居住・暮らしに関する方針」「交流・賑わいに関する方針」「市民協働・地域特性に関する方針」の3つの基本的な方針、方向性により改定作業を進めていく。

また、方針の実現のためには、行政と商業及び事業者の連携強化による民間活力の誘導を図ることが重要であることから、これらを推進するためのソフト事業について、既に採択を受けているまちづくり交付金等を活用するなど、

実効性を確保しながら、積極的に進めていきたい。

市立小学校へのAEDの整備について

問 本市の公立小中学校へのAED(自動体外式除細動器)の整備は、第五次総合計画の戦略行動プロジェクト「3暮らしの安全・安心プロジェクト」に位置付けられ、本年6月、市立中学校全28校に設置された。

しかし現在、市立小学校には設置されていない。仮に、全小中学校89校に設置されれば、学校の日常の安全・安心が向上し、さらに、小中学校は市内全地域に、なくあることから、地域への各種行事等への貸し出しも可能となり、市民の暮らしの安全・安心にも繋がるものと考えられる。

そこで、小学校にもAEDの設置が必要であると考えられるがどうか。

答 AEDの整備については、本年6月までに市立全中学校28校へ設置したところであり、小学校への設置については、今後検討していく。

◆創風会

郡山ナンバーの要請について

問 ご当地ナンバーとして全国各地で、それぞれの地名を冠した自動車ナンバーが実現している。郡山ナンバーについても商工会議所等が以前から要望活動をしてきたと聞いている。

現在、県内は福島、いわき、会津ナンバーがある。

郡山ナンバーが実現することによって、経済及び文化振興に及ぼす波及効果がおおいにあると考えるので、経済界とタイアップをして、国に要望すべきと思うがどうか。

答 平成16年度に始まった新たな地域名表示ナンバープレート、いわゆる「ご当地ナンバー」の要望の受付は、平成17年5月で終了している。

新たな「ご当地ナンバー」要望の受付については、国土交通省が既に導入された地域における効果、影響、自動車ユーザーの評価などについて一定期間見極めた上で、関係省庁等の意見を聞き、改めて検討するとしており、今のところ

は未定である。従って、郡山ナンバーの要請については、今後の国の動向を踏まえながら検討していきたい。

本市における「ふるさと納税」の実態および寄附の使途について

問 ふるさと納税がスタートして4か月が経ったが、本市に対して現在までに、何件でいくらの寄附申し込みがあり、その申込者の県内外の内訳はどのようなになっているのか。

また、寄附の使途については、寄附をした人に決めてもらう方法と市長に一任とする方法があるが本市はどのような内容で設定しているのか伺いたい。

答 現在までに5件、68万8千800円の寄附の申し込みがあり、その内訳は5件全てが県外在住者で、うち4件が東京都、1件が北海道である。

また、寄附の使途については申し込みの際し、指定する場合には、具体的な使途を明示していただき、指定しない場合には、市長に一任していただくこととしている。なお、現在までに納入を確

認した10万円については、使途の指定がなかったため、市の重点事業である「開成山野球場整備基金」に充当するところとしたところである。



◆創風会

障がい者の自立支援について

問 障害者自立支援法が施行され、これまで30数箇所あった小規模作業所が、ほとんど新体系の事業所などに移行しているが、事業所内の生活だけでは社会と切り離された存在となってしまうのではと危惧している。支援法の目指す障がい者の自立と社会参加を促進するためには、就労支援の強化が必要である。

そこで、障がい者の就労支援を促進するため、地域企業等との連携を図るシステムを

構築するなど、支援体制の整備を図る必要があると考えるがどうか。

答 本市では、昨年12月に保健・医療関係者、教育関係者、雇用・経済団体及び障がい福祉サービス事業所等からなる「郡山市障がい者自立支援協議会」を設立し、障がい者の地域生活支援と就労支援の推進を図っているところである。

また、この協議会の中に、郡山商工会議所、福島県中小企業家同友会郡山地区等の経済団体、ハローワークの他、障がい者との橋渡しをする社会福祉法人などによる就労支援実務者部会を立ち上げ、地域企業への就労支援の促進に努めているところである。

富久山町の内水被害対策について

問 最近の気象は、局地的な集中豪雨が多くなり、本市でも7月と8月に集中豪雨による被害が発生している。

本市は、西側地域から阿武隈川へ向けて低くなっている地形であり、災害を一番軽くする方法は、西側に調整池を早急に整備することではない

かと考える。

特に富久山町は、東北本線等で遮られているため、新幹線の側道西側では、再三に渡って内水被害が発生している。そこで、喫緊の対策として、善宝池の改修や区画整理事業

地内の調整池の整備を早急に進める必要があると考えるがどうか。

答 善宝池の改修については、愛宕川調節池整備事業として、現在、関係権利者と調整を図るとともに、実施計画に向けた検討を行っているところである。

また、区画整理事業地内の調整池の整備については、4か所が計画されており、その内、平成18年度に整備された1か所が現在供用しており、平成19年度から施工中の2か所目が間もなく完成となる。残りの2か所についても、今年度と来年度に着手の予定であり、早期に完成が図られるよう、組合に対し指導を行っている。



掲載以外の主な市政一般質問項目

教育問題について (社)	行政サービスの向上について (公)
国際友好都市の推進について (民)	子育て支援策の拡充について (公)
民間企業の社会貢献活動 (フィランソロピー) の促進について (民)	学校の運営支援について (公)
消防操法大会の支援のあり方について (民)	災害対策について (公)
環境問題について (創)	世界的規模で進んでいる経済の危機的な情勢と本市で準備すべき課題について (社)
スクールソーシャルワーカー活用事業について (創)	指定管理者の諸問題について (社)
児童養護施設について (創)	愛宕川河川改修と調整池善宝池の早期着工について (民)
全国学力・学習状況調査について (創)	本市の指定管理者制度について (民)
東部地域の開発について (創)	環境エネルギーについて (民)
市民活動の活性化について (未)	郡山市の公共建築物 (施設) の保全について (民)
ウェブサイトの充実について (未)	福島空港の利活用について (創)
子育て支援総合施設利用者等の交通安全対策について (未)	インランド・デポ設置促進について (創)
原市長の政治姿勢にかかわって (共)	「和食のすすめ」について (創)
後期高齢者医療制度をめぐって (共)	郡山市総合地方卸売市場対策について (創)
国保事業での後発薬 (ジェネリック医薬品) 使用促進の検討について (共)	財政について (創)
行財政運営の基本的考えについて (公)	産業の構造変化について (創)
農商工連携による地域活性化について (公)	教育の諸政策について (創)
環境問題の取り組みについて (公)	採択請願に対する市の対応について (創)

(創)：創風会 (民)：民政会 (社)：社会民主党 (公)：郡山市議会公明党 (共)：日本共産党郡山市議団 (未)：郡山の未来をつくる会

議会の傍聴へお気軽においでください

議会を傍聴することは、市政の運営を知り、皆さんから選ばれた議員の活動状況などを理解する一つの方法です。議会は一般に公開され、どなたでも傍聴することができますので、お気軽においでください。

本会議を

傍聴するには

- ・会議当日の開会30分前から分庁舎7階の傍聴受付で先着順に受け付けます。(通常は10時開会)
- ・定員は74人です。
- ・車いすの方、難聴の方の席があります。
- ・難聴の方のために磁気ルーブリシステムがあります。
- ・団体で傍聴される場合は、住所、氏名を記載した名簿を御持参ください。

委員会を

傍聴するには

- ・会議当日の開会40分前から20分前まで、議会事務局で受け付けます。(通常は10時開会)
- ・各委員会の定員は15人です。

- ・傍聴希望者が定員を超えた場合は、受付終了後に抽選を行い、傍聴者を決定します。

傍聴の際、

御注意いただきたいこと

傍聴受付の際、傍聴券を交付いたします。交付された傍聴券の裏に「傍聴人心得」が記載されていますので、その記載事項を守って傍聴してください。

- ・なお、次のことについては、特に御注意ください。
- ・携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにしてください。
- ・会議中は、会議の妨げとならないよう静かに傍聴してください。
- ・写真撮影や録音はできません。

こおりやま市議会だより の点字版を差し上げます。

「こおりやま市議会だより」の点字版も発行しておりますので御希望の方は、議会事務局議事政務課 (☎92412531) まで御連絡ください。

議会改革検討委員会

議会改革検討委員会は、任意の委員会として平成19年9月25日に設置され、約1年をかけ、16回にわたる会議を持ち、多くの改革内容を決め、平成20年9月4日、議長に最終報告を行いました。

なお、この経過の中で「検討する項目は多岐に渡るので、結論が得られたものから速やかに実施に移すべき」との観点から、第1次報告として、平成19年12月20日に、平成20年度から費用弁償の廃止を、第2次報告として、平成20年1月25日に、政務調査費の領収書添付の義務付けを、第3次報告として、平成20年2月27日に政務調査費の使途基準の詳細を決定したことを順次報告し、今回の報告が最終報告となりました。

この中で条例改正が必要な費用弁償の廃止と政務調査費の領収書への添付の義務付けについては、既に3月定例会において改正を行いました。また、政務調査費の使途基準の詳細をまとめた「政務調査費の手引き」については、平成20年度支給分から、適用



議長へ最終報告

しています。

最終報告の概要は、前述の内容のほか、次のとおりです。
①鉄道のグリーン車の利用は、目的の地までの距離が200キロメートル未満のときは対象としない。

②決算特別委員会については、9月定例会の会期中に報告できよう開催することとし、審議期間等を含め具体的な運営方法を議会運営委員会で検討する。
③会議結果の広報等については、①市議会だよりにより質問者



の氏名を表示することとし、その方法を編集委員会で検討する。②委員会記録の検索システム化を図る。
④議会基本条例については、今後特別委員会を設置し検討する。
⑤議会事務局のサポート体制の充実を図る。
⑥議論を交わしたが合意に至らず現状維持となった項目は、①海外行政視察、②本会議の運営、③委員会の運営、④交渉会派。
⑦現状維持となった項目のうち、結論と異なる意見として付記した内容は、①本会議の質問時間について、その拡大に向け、引き続き検討すべき。
②委員会複数所属及び同時開催の変更について今後の重要な検討課題とすべき。

請願書・陳情書の提出は以下のよう

いつでも、どなたでも、市議会に対して請願・陳情をすることが出来ます。

請願書・陳情書は、次の要領で提出してください。

1 1請願(陳情)に1案件となっております。

2 請願・陳情書は、A4判の用紙に横書きとし、できるだけ邦文(点字を含む)で提出してください。
やむを得ず外国語を用いる場合は、訳文も同時に提出願います。

3 文書の記載内容
○提出年月日
○請願者(陳情者)の住所(法人の場合には、その所在地)、氏名(法人の場合には、その名称及び代表者名)、押印

○請願(陳情)の件名
○請願(陳情)趣旨
○請願(陳情)事項

4 請願には、必ず1人以上の市議会議員の紹介が必要です。紹介議員の署名又は記名、押印を受けてください。

なお、陳情の場合は、紹介議員は必要ありません。

5 提出部数は1部です。
なお、道路などに関するものは、現地略図を添付願います。

6 請願・陳情は、議会事務局で常時受付けていますが、定例会中の審議対象とする請願の受付は、市政一般質問初日の午後5時までです。

また、定例会中に議員に陳情書の写しの配付を希望される場合の陳情の受付は、開会日翌日の午後5時までです。



※詳しくは、議会事務局 議政務課(☎924-2531)までお問い合わせください。

請願・意見書採決結果について

	番 号	件 名	委員会	採決結果	意見書提出先
請	第29号	郡山市土地区画整理組合事業に対する助成金並びに維持管理を求める請願	建設水道	一部採択	——
	第30号	郡山市に道の駅誘致を求める請願	建設水道	採 択	——
願	第31号	「子どもの医療費無料年齢の引き上げを求める」請願	文教福祉	継続審査	——
	第32号	子どもの医療費無料年齢の引き上げについて	文教福祉	継続審査	——

インターネット議会中継について

郡山市ウェブサイトより、本会議の生中継・録画中継をご覧いただけます。
 生中継の日程は、下記の12月定例会開催予定をご参照ください。
 なお、市政一般質問の議員とその順序は、開会日の7日前に決まり、ウェブサイト上に表示いたします。
 録画中継は、平成19年6月定例会以降の録画を配信しています。

郡山市ウェブサイト <http://www.city.koriyama.fukushima.jp/>

12月定例会開催予定

12月定例会は、12月2日からの予定です。
 なお、正式な日程は、定例会初日に決定されるため、変更になることもあります。

12月 2日〔火〕開会	8日〔月〕市政一般質問
3日〔水〕議案調査(休会) ※陳情締切 (12月定例会配付分)	9日〔火〕市政一般質問
4日〔木〕議案調査(休会)	10日〔水〕市政一般質問
5日〔金〕市政一般質問 ※請願締切 (12月定例会審議分)	11日〔木〕常任委員会
6日〔土〕(休会)	12日〔金〕常任委員会
7日〔日〕(休会)	13日〔土〕(休会)
	14日〔日〕(休会)
	15日〔月〕事務整理日(休会)
	16日〔火〕閉会

※ 議会初日、市政一般質問日、議会最終日の模様をインターネットで中継いたします。また、各行政センターとビッグアイ6階の市民プラザで放映いたします。

会議録を ご覧になる方へ

本会議の内容を記録した会議録は、次の施設及びインターネットウェブページで、どなたでも見ることができます。

- ・ 市政情報センター
(市役所分庁舎1階)
- ・ 中央図書館
- ・ 希望ヶ丘図書館
- ・ 安積図書館
- ・ 富久山図書館

※なお、平成20年9月定例会の会議録がご覧いただけるのは、12月上旬になります。